

調達の方法	対象となる条件等
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品及び印刷物に係る 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受ける特定調達契約（WTO協定適用案件）が対象です。</li> <li>条件は、各案件により異なりますので、入札公告を確認し、参加していただきます。</li> </ul> <p>(注) 現在の一般競争入札は、WTOの「政府調達に関する協定」が適用される予定価格が3,600万円以上の特定調達契約です。なお、予定価格3,600万円未満の調達案件であっても、一連の調達契約に該当する物品として一般競争入札（特定調達契約）とすることもあります。</p>
制限付き一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件の予定価格が(1)又は(2)に該当する案件が対象です。             <ol style="list-style-type: none"> <li>物品の購入：300万円を超え3,600万円未満</li> <li>印刷物の製造の請負：400万円を超え3,600万円未満</li> </ol> </li> <li>入札に参加するものの事業所の所在地等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者によって一般競争入札（特定調達契約を除く。）を行います。</li> <li>条件は、各案件により異なりますので、入札公告を確認し、参加していただきます。</li> </ul>
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件の予定価格が、300万円を超え、かつ、制限付き一般競争入札になじまない物品の調達及び150万円を超える原則400万円以下の印刷物の調達が対象です。</li> <li>名簿登載者の中から、概ね5者以上を選定し、指名の通知をします。</li> <li>うち、障害者雇用事業者又はISO認証取得事業者は、原則として、1者以上を選定します。</li> </ul>
指名競争見積り	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件の予定価格が、50万円を超え300万円以下の物品及び50万円を超え150万円以下の印刷物の調達が対象です。</li> <li>名簿登載者の中から、概ね5者以上を選定し、指名の通知をします。</li> <li>うち、障害者雇用事業者又はISO認証取得事業者は、原則として、1者以上を選定します。</li> </ul>
定例一般競争見積り	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件の予定価格が、50万円以下の物品のうち、事務用品その他調達機関が定める品目の調達が対象です。</li> <li>入札参加資格者名簿登載者であれば、どなたでも参加できます。ただし、定例一般競争見積り執行日に指名停止中である場合は、参加できません。</li> <li>調達機関が定める所定の場所に提示されている見積依頼書を閲覧し、所定の実施場所で行われる直近の定例一般競争見積りで、見積書を提出します。</li> </ul>
見積り徴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件の予定価格が、50万円以下の物品で、定例一般競争見積りによらないものの調達が主な対象です。</li> <li>名簿登載者の中から複数者を選定し、見積を依頼します。</li> </ul>